

令和元年度（平成31年度）

近畿地方整備局コンプライアンス報告書

令和2年3月

近畿地方整備局

（近畿地方整備局コンプライアンス推進本部）

< 目 次 >

| | |
|---|---------|
| はじめに | P 1 |
| 令和元年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況 | |
| I コンプライアンス推進体制 | P 2～ 7 |
| 1 コンプライアンス推進本部等 | |
| 2 コンプライアンス推進室 | |
| 3 ブロックコンプライアンス・チーム | |
| 4 事務所コンプライアンス・チーム | |
| 5 コンプライアンス・アドバイザリー委員会 | |
| II 発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持 | P 8～14 |
| 1 法令の遵守及び綱紀保持の徹底 | |
| 2 情報管理の徹底と入札契約手続きの適正な執行 | |
| III 職員のコンプライアンス意識向上の取組手法 | P 15～19 |
| IV その他コンプライアンスの推進を図る事項 | P 20～21 |
| 1 公文書管理 | |
| 2 服務規律・ハラスメントの防止 | |
| 3 不当要求行為等への対応 | |
| V 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証 | P 22～24 |
| 1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等 | |
| 2 事務所ごとの対応状況の透明化・情報公開 | |
| 3 コンプライアンストレーニングの実施 | |
| VI コンプライアンスへの取組に関する内部監査 | P 25 |
| 令和元年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組の評価 ... | P 26～27 |
| おわりに | P 27 |

はじめに

近畿地方整備局では、これまでに発生した各不正事案を踏まえた再発防止策をとりまとめ、綱紀保持の更なる徹底、入札・契約事務の改善などの対策を実施してきました。

また、平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、公正取引委員会から省全体としての改善措置を求める要請を受け、国土交通本省においてとりまとめられた「当面の再発防止対策について」を踏まえ、近畿地方整備局におけるコンプライアンスの推進等の強化を図るための「近畿地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、従前の発注者綱紀保持のための取組計画を発展的に改め、毎年度、近畿地方整備局コンプライアンス推進計画を策定し、コンプライアンスの推進に取り組んできました。

令和元年度（平成31年度）においても、近畿地方整備局の職員一人一人が、「発注者としての綱紀保持」及び「公務員としての服務規律・倫理保持」の重要性を深く認識し、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果たしていく意識を持ち続け、それが組織風土として継承されることを旨として、コンプライアンスの推進に強力に取り組んできました。

本書は、「令和元年度（平成31年度）近畿地方整備局コンプライアンス推進計画」に基づき実施した取組状況等を取りまとめ、報告するものであります。

令和元年度（平成31年度）コンプライアンス推進の主な取組状況

| 取組名 | 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------|---|---|---|---|--|---|---|--|--|--|--|------------------|------------------|
| コンプライアンス推進本部会議 | | 推進本部会議 4/23 | 推進本部会議 5/28 | 推進本部会議 6/10 | 推進本部会議 7/23 | | 推進本部会議 9/2 | 推進本部会議 10/8 | 推進本部会議 11/12 | 推進本部会議 12/9 | 推進本部会議 1/15 | 推進本部会議 2/12 | 推進本部会議 3/24 |
| コンプライアンス推進室会議 | | 推進室会議 4/17 | | | | | | 推進室会議 10/1 | | | | 推進室会議 2/3 | |
| コンプライアンス担当建設専門官等会議 | | 建設専門官等会議 4/25 | 建設専門官等会議 5/30 | 建設専門官等会議 6/20 | 建設専門官等会議 7/25 | | 建設専門官等会議 9/5 | 建設専門官等会議 10/10 | 建設専門官等会議 11/15 | 建設専門官等会議 12/19 | 建設専門官等会議 1/20 | 建設専門官等会議 2/14 | 建設専門官等会議 3/26 |
| ブロックコンプライアンス・チーム会議 | | | | 6/13和歌山B 6/24大阪B | 7/1滋賀B 7/1兵庫B 7/3福井B 7/10奈良B 7/12京都B 7/22徳島B | | | 10/18和歌山B 10/18徳島B | | 12/12大阪B | 1/14滋賀B 1/16福井B 1/21京都B 1/23兵庫B 1/28和歌山B | 港湾B | |
| コンプライアンスミーティング | | | | ミーティング (第1回) ※発注者綱紀保持 5/30～7/5 | | | ミーティング (第2回) ※公文書管理 7/29～9/24 | | ミーティング (第3回) ※理解度チェック 11/1～11/29 | | ミーティング (第4回) ※ハラスメント 12/9～1/24 | | |
| コンプライアンストレーニング | | | | トレーニング (第1回) 6/5～7/12 | | | トレーニング (第2回) 9/5～10/17 | | | | トレーニング (第5回) 12/4～1/24 | | |
| 研修・講習 | 4/1新規採用(業)5/15新任管理職5/23河川管理5/29滋賀B債特セキユリテシ講習会 | 6/3道路管理6/3用地(市道)6/13新規採用(職)6/13和歌山B講習会6/20契約官会議6/24大阪B講習会 | 7/1行政基礎Ⅱ7/8新任係長Ⅰ7/11広域都市7/1滋賀B講習会7/3舞鶴港防衛隊7/3福井B講習会7/12京都B講習会 | 9/2建設生産9/4建設企業9/9新技術9/30行政基礎Ⅰ | 10/7建設生産10/9総務専門10/31環境技術10/10道国土連情報セキュリティ対策説明会10/10奈良・三重B公務員倫理講習会10/18和歌山B講習会10/25兵庫B不当要求対策研修会10/31大阪B講習会 | 11/5土砂災害11/11河川・運河技術11/13用地(土取)12/1和歌山Bハラスメント講習会11/1大阪港湾公務員倫理講習会11/5舞鶴港防衛隊講習会11/11文書管理に関する説明会11/11神戸港湾・神戸技研公務員倫理講習会11/12福井B講習会11/14滋賀B不当要求行為対策講習会 | 12/3浪速国道ハララスメント講習会12/4和歌山港湾公務員倫理講習会12/19和歌山Bハラスメント講習会12/19神戸市内事務所コンプライアンス等意見交換会 | 2/7福知山 | | | | | |
| 事務所巡回(情報共有・意見交換) | | | | | 7/2堺名川7/31琵琶湖 | 8/27舞鶴港8/28八頭電ダム8/28京都国道8/30道直直道 | 9/2鳥島公園10/3大戸川ダム9/5姫路9/16木津川9/28福知山9/28浪速国道9/27紀南 | 10/2石公園10/3大戸川ダム10/9大阪国道10/25淀川10/28兵庫国道 | 11/11奈良国道11/13六甲砂防11/13和歌山11/14京都港橋11/25大阪港湾・道直直道11/28伊山系・紀ノ川ダム11/29福井・足羽川 | 12/2淀城12/2近坂12/4豊前12/5神戸港湾技研12/5神戸港湾技研12/16和歌山港湾12/17大和川 | | | |

近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況

I コンプライアンス推進体制

1 コンプライアンス推進本部等

近畿地方整備局は、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月20日付で、「近畿地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置した。

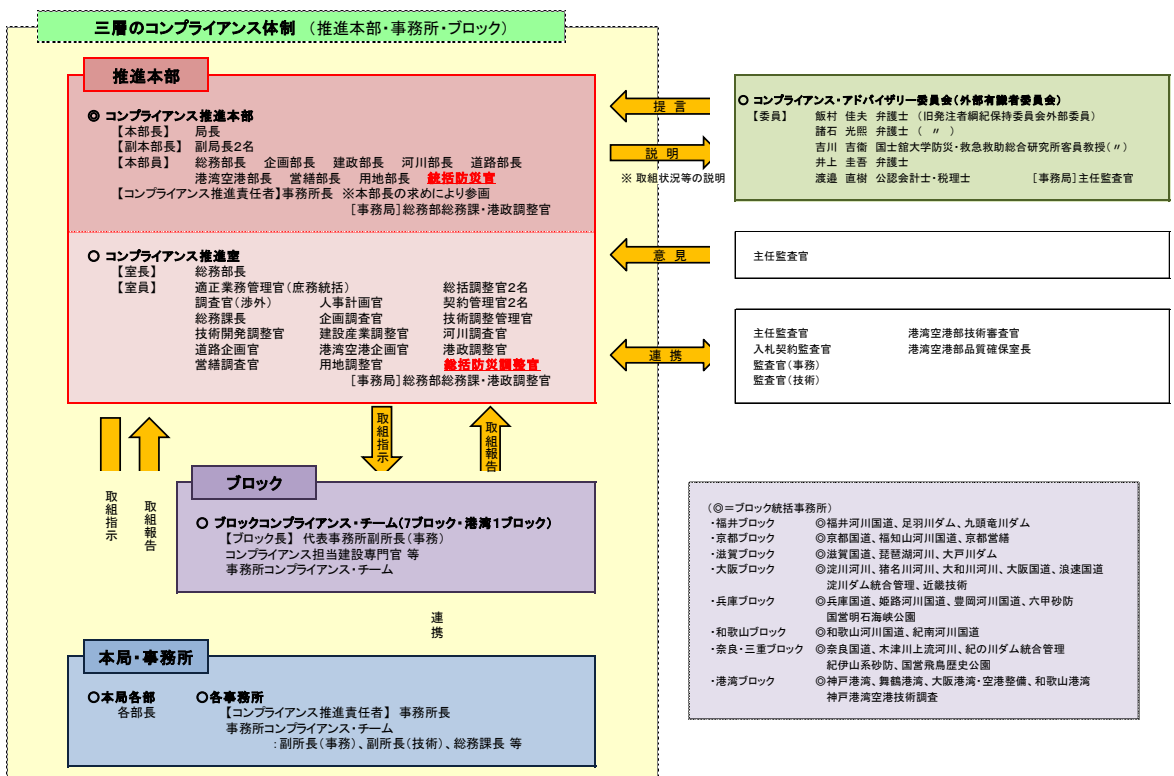
また、推進本部の所掌事務を補佐し、推進計画を効果的・効率的に推進するため、推進本部の決定により「近畿地方整備局コンプライアンス推進室」を設置した。

さらに、推進本部(コンプライアンス推進室)、ブロックコンプライアンス・チーム、事務所コンプライアンス・チームからなる三層の推進体制を構築し、コンプライアンス対策を推進しているところである。

平成31年度においても現体制を維持し、原則毎月開催する推進本部会議においては、推進計画の実施状況を把握し、近畿地方整備局におけるコンプライアンスの推進を図る。

(注)本文中、実線枠囲いの部分は、令和元年度(平成31年度)コンプライアンス推進計画の文章である。

近畿地方整備局コンプライアンス推進体制 (H31.4.1～)



(取組実績)

コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進室を事務局として、以下のとおりコンプライアンス推進本部会議を原則毎月開催し、コンプライアンス推進計画の実施状況を把握しました。また、平成31年4月の組織改正により新設された統括防災官をコンプライアンス推進本部員に加え、併せて総括防災調整官をコンプライアンス推進室員に加えた体制でコンプライアンスの推進をしました。

- 第1回推進本部会議（平成31年4月23日開催）
 - ・「近畿地方整備局コンプライアンス推進本部規則」の一部改正
 - ・「近畿地方整備局コンプライアンス推進室の設置について」の一部改正
 - ・平成31年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画
 - ・平成30年度第4回コンプライアンスミーティングの実施状況
- 第2回推進本部会議（令和元年5月28日開催）
 - ・令和元年度第1回コンプライアンスミーティングの開催について
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（淀川ダム統合管理事務所、近畿技術事務所）
- 第3回推進本部会議（令和元年6月10日開催）
 - ・令和元年度コンプライアンス推進計画「Ⅳ その他コンプライアンスの推進を図る事項」の年間計画について
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（福井河川国道事務所、紀伊山系砂防事務所）
- 第4回推進本部会議（令和元年7月23日開催）
 - ・令和元年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画
 - ・令和元年度第2回コンプライアンスミーティングの開催
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（足羽川ダム工事事務所）
- 第5回推進本部会議（令和元年9月2日開催）
 - ・令和元年度第1回コンプライアンスミーティングの実施状況
 - ・令和元年度コンプライアンス研修
- 第6回推進本部会議（令和元年10月8日開催）
 - ・上半期の取組状況
 - ・下半期の取組（案）
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（国営飛鳥歴史公園事務所、和歌山河川国道事務所）
- 第7回推進本部会議（令和元年11月12日開催）
 - ・令和元年度第2回コンプライアンスミーティングの実施状況
 - ・令和元年度 不当要求行為に関する意見交換会（大阪府域）
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（大戸川ダム工事事務所、猪名川河川事務所）
- 第8回推進本部会議（令和元年12月9日開催）
 - ・令和元年度第3回コンプライアンスミーティング実施状況（速報）
 - ・国家公務員倫理月間（2019年12月）
 - ・ハラスメント防止対策の最近の動向
 - ・令和元年度第4回コンプライアンスミーティングの開催について
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（大和川河川事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所）

- 第9回推進本部会議（令和2年1月15日開催）
 - ・令和元年度定期監察「テーマ②コンプライアンスの徹底に関する取組」の実施結果の講評
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告（京都国道事務所、神戸港湾事務所）
- 第10回推進本部会議（令和2年2月25日開催）
 - ・令和元年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況
 - ・令和元年度コンプライアンス推進室員による事務所巡回の状況
 - ・令和2年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画（案）
- 第11回推進本部会議（令和2年3月24日開催）
 - ・令和2年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画（案）
 - ・「近畿地方整備局コンプライアンス推進体制について」の一部改正（案）
 - ・事務所入札結果情報漏えい事案

2 コンプライアンス推進室

コンプライアンス推進室員は連携して、全ての事務所を巡回し、コンプライアンス推進責任者及び事務所コンプライアンス・チームメンバーと、情報共有を図るとともに、意見交換を進める。

（取組実績）

推進室会議を定期的に行い、コンプライアンス推進計画の実施状況についての意見交換、令和2年度コンプライアンス推進計画（案）の作成等を行いました。

また、推進室員19名が、2名（事務・技術）のチームで全ての事務所（33事務所）を巡回し、「コンプライアンスの徹底に関する取組事例や課題」、「事業者等との応接方法の実態、情報管理の適正化」、「若手育成、技術力向上、執務環境」等について、コンプライアンス推進責任者（事務所長）及び事務所コンプライアンス・チームメンバー（副所長・総務課長）と情報共有及び意見交換を行いました。

○令和元年度コンプライアンス推進室員による事務所巡回実績

| 事務所名 | 担当推進室員 | 巡回実施日 | 事務所名 | 担当推進室員 | 巡回実施日 | | |
|---------------|-----------|-----------|--------|---------------|-----------|-----------|--------|
| 猪名川河川事務所 | 井原適正業務管理官 | 福岡宮精調査官 | 7月22日 | 淀川ダム統合管理事務所 | 釜矢契約管理官 | 栗津総括防災調整官 | 12月2日 |
| 琵琶湖河川事務所 | 猪狩総括調整官 | 寺沢企画調査官 | 7月31日 | 近畿技術事務所 | 釜矢契約管理官 | 栗津総括防災調整官 | 12月2日 |
| 舞鶴港湾事務所 | 若林総括調整官 | 仲田港政調整官 | 8月27日 | 豊岡河川国道事務所 | 竹下用地調整官 | 福岡宮精調査官 | 12月4日 |
| 丸根竜川ダム統合管理事務所 | 河村人事計画官 | 栗津総括防災調整官 | 8月28日 | 神戸港湾事務所 | 新村港湾空港企画官 | 仲田港政調整官 | 12月5日 |
| 京都国道事務所 | 井原適正業務管理官 | 寺沢企画調査官 | 8月28日 | 神戸港湾空港技術調査事務所 | 新村港湾空港企画官 | 仲田港政調整官 | 12月5日 |
| 滋賀国道事務所 | 河村人事計画官 | 山本河川調査官 | 8月30日 | 和歌山港湾事務所 | 遠端契約管理官 | 仲田港政調整官 | 12月16日 |
| 国営飛鳥歴史公園事務所 | 竹下用地調整官 | 増田技術開発調整官 | 9月2日 | 大和川河川事務所 | 猪狩総括調整官 | 宮川技術調整管理官 | 12月17日 |
| 姫路河川国道事務所 | 福田調査官 | 山本河川調査官 | 9月5日 | | | | |
| 木津川上流河川事務所 | 齊木総務課長 | 増田技術開発調整官 | 9月18日 | | | | |
| 福知山河川国道事務所 | 釜矢契約管理官 | 竹内道路企画官 | 9月26日 | | | | |
| 浪速国道事務所 | 河村人事計画官 | 増田技術開発調整官 | 9月26日 | | | | |
| 紀南河川国道事務所 | 井原適正業務管理官 | 山本河川調査官 | 9月27日 | | | | |
| 国営明石海峡公園事務所 | 齊木総務課長 | 宮川技術調整管理官 | 10月2日 | | | | |
| 大戸川ダム工事事務所 | 釜矢契約管理官 | 増田技術開発調整官 | 10月3日 | | | | |
| 大阪国道事務所 | 福田調査官 | 寺沢企画調査官 | 10月9日 | | | | |
| 淀川河川事務所 | 永富建設産業調整官 | 福岡宮精調査官 | 10月25日 | | | | |
| 兵庫国道事務所 | 猪狩総括調整官 | 齊木総務課長 | 10月28日 | | | | |
| 奈良国道事務所 | 猪狩総括調整官 | 齊木総務課長 | 11月11日 | | | | |
| 六甲砂防事務所 | 竹下用地調整官 | 栗津総括防災調整官 | 11月13日 | | | | |
| 和歌山河川国道事務所 | 猪狩総括調整官 | 齊木総務課長 | 11月13日 | | | | |
| 京都宮精事務所 | 齊木総務課長 | 山本河川調査官 | 11月14日 | | | | |
| 大阪港湾・空港整備事務所 | 若林総括調整官 | 仲田港政調整官 | 11月25日 | | | | |
| 福井河川国道事務所 | 福田調査官 | 宮川技術調整管理官 | 11月29日 | | | | |
| 足羽川ダム工事事務所 | 福田調査官 | 宮川技術調整管理官 | 11月29日 | | | | |
| 紀伊山系砂防事務所 | 永富建設産業調整官 | 竹内道路企画官 | 11月29日 | | | | |
| 紀の川ダム統合管理事務所 | 永富建設産業調整官 | 竹内道路企画官 | 11月29日 | | | | |

意見交換等のテーマ（参考）

- コンプライアンス全般についての事務所としての取り組み姿勢
- 発注者綱紀保持規程関係
 - ・ 事業者との応接方法
 - ・ 情報管理の適正化
 - ・ コンプライアンスミーティング・トレーニング
 - ・ 過去の不祥事案の活用
- 不当要求対応関係
- 服務・倫理関係
- 公文書管理関係
- その他
 - ・ 事務所の運営について
 - ・ 事業執行について
 - ・ 事務所・本局の「報告・連絡・相談」について
 - ・ 入札契約手続きに関する業務について

3 ブロックコンプライアンス・チーム

管内事務所を8ブロックに分割した「ブロックコンプライアンス・チーム」において、各ブロックで定期的に会議を行い、チームメンバー相互の連携、情報共有（コンプライアンスミーティング及びトレーニングの結果、時宜にかなったコンプライアンス情報、既定のルールの周知徹底）、事務所の懸案事項についての意見交換を行い、コンプライアンスの推進強化を図る。

また、指導的立場にあるコンプライアンス担当建設専門官等（ブロックチームの事務局長）は、原則毎月1回開催されるコンプライアンス担当建設専門官等会議において、各自がブロック内事務所の中核となってコンプライアンスに対する意識の啓発活動の運営をスムーズに行うための情報共有を行う。

(取組実績)

1) ブロック体制

8ブロック体制とした「ブロックコンプライアンス・チーム」において、ブロックでの意見交換やコンプライアンストレーニングの実施等の取組を行いました。

○ブロック体制

- ・福井ブロック ◎福井河川国道、足羽川ダム、九頭竜川ダム
- ・京都ブロック ◎京都国道、福知山河川国道、京都営繕
- ・滋賀ブロック ◎滋賀国道、琵琶湖河川、大戸川ダム
- ・大阪ブロック ◎淀川河川、猪名川河川、大和川河川、大阪国道、浪速国道、淀川ダム統合管理、近畿技術
- ・兵庫ブロック ◎兵庫国道、姫路河川国道、豊岡河川国道、六甲砂防、国営明石海峡公園
- ・奈良・三重ブロック ◎奈良国道、紀伊山系砂防、木津川上流河川、紀の川ダム統合管理、国営飛鳥歴史公園
- ・和歌山ブロック ◎和歌山河川国道、紀南河川国道
- ・港湾ブロック ◎神戸港湾、舞鶴港湾、大阪港湾・空港整備、和歌山港湾、神戸港湾空港技術調査

(◎は、コンプライアンス担当建設専門官ポストの存するブロック統括事務所)

2) コンプライアンス講習会の開催

各ブロックにおいて、発注者綱紀保持、サービス・公務員倫理、ハラスメントの防止、不当要求対策、公文書管理等をテーマに講習会を開催しました。

○コンプライアンス講習会等

| 開催日 | 講習会名 |
|------------|------------------------|
| 令和元年 6月13日 | 和歌山ブロック「コンプライアンス講習会」 |
| 6月24日 | 大阪ブロック「コンプライアンス講習会」 |
| 7月1日 | 滋賀ブロック「コンプライアンス講習会」 |
| 7月3日 | 福井ブロック「コンプライアンス講習会」 |
| 7月 日 | 京都ブロック「情報セキュリティ講習会」 |
| 7月12日 | 京都ブロック「コンプライアンス講習会」 |
| 10月10日 | 奈良・三重ブロック「コンプライアンス講習会」 |
| 10月18日 | 和歌山ブロック「ハラスメント講習会」 |
| 10月31日 | 滋賀ブロック「ハラスメント講習会」 |
| 10月31日 | 大阪ブロック「コンプライアンス講習会」 |

| 開催日 | 講習会名 |
|------------|-------------------|
| 令和元年11月11日 | 滋賀ブロック「公文書管理講習会」 |
| 11月12日 | 福井ブロック「公文書管理講習会」 |
| 12月 6日 | 福井ブロック「ハラスメント講習会」 |
| 12月19日 | 大阪ブロック「公務員倫理講習会」 |
| 12月19日 | 大阪ブロック「ハラスメント講習会」 |
| 12月19日 | 兵庫ブロック「公文書管理講習会」 |
| 12月20日 | 滋賀ブロック「ハラスメント講習会」 |
| 12月20日 | 京都ブロック「ハラスメント講習会」 |
| 令和2年 1月23日 | 兵庫ブロック「ハラスメント講習会」 |

3) コンプライアンス担当建設専門官等会議の開催

コンプライアンス担当建設専門官等会議を原則毎月1回開催し、「コンプライアンスミーティングのテーマについての意見交換」、「コンプライアンスに関するトピックの情報提供」、「各ブロックにおけるコンプライアンスの取組」等について、情報共有及び意見交換を行いました。

○コンプライアンス担当建設専門官等会議

| 開催日 | 主 な 議 題 |
|------------|-------------------------------|
| 平成31年4月25日 | 平成31年度各ブロックコンプライアンス推進計画 外 |
| 令和元年5月30日 | 令和元年度第1回コンプライアンスミーティング 外 |
| 6月20日 | 平成30年度コンプライアンス報告書 外 |
| 7月25日 | 令和元年度第1回コンプライアンストレーニングの実施状況 外 |
| 9月5日 | 令和元年度第1回コンプライアンスミーティングの実施状況 外 |
| 10月10日 | 上半期の取組状況、下半期の取組(案) |
| 11月15日 | コンプライアンス推進に関する取組の実施について 外 |
| 12月19日 | 第4回コンプライアンスミーティングの開催 外 |
| 令和2年1月20日 | 第3回コンプライアンスミーティングの実施状況 外 |
| 2月14日 | 令和2年度コンプライアンス推進計画(案) 外 |
| 3月26日 | 事務所入札結果情報漏えい事案 外 |

4 事務所コンプライアンス・チーム

副所長、総務課長等で構成される「事務所コンプライアンス・チーム」において、再発防止策の徹底・フォローアップ、コンプライアンスの日常啓発など事務所におけるコンプライアンス対策の一層の推進を図る。

(取組実績)

各事務所において、コンプライアンス推進責任者（事務所長）又は事務担当副所長が、所内会議などを通じて、「コンプライアンス全般に関する注意喚起」、「再発防止策の周知徹底」、「コンプライアンスに関する情報提供」、「公務員の不祥事例の周知及び注意喚起」等を行いました。

また、事務所独自の取組として講習会、勉強会等を開催し、職員の意識向上に努めました。

5 コンプライアンス・アドバイザリー委員会

外部有識者で構成される「近畿地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」において、コンプライアンス推進の取組結果及び次年度推進計画等について委員の意見を伺い、取組等に反映する。

なお、万が一不適正な事案が発生した場合には、同委員会に調査結果等を報告し委員の意見を伺い再発防止対策等に反映する。

(取組実績)

令和2年3月13日（金）に開催し、平成31年度（令和元年度）の近畿地方整備局コンプライアンス推進の取組結果を報告し、また、令和2年度近畿整備局コンプライアンス推進計画（案）に対する委員からの意見・助言をただく予定であったが、新型コロナウイルス感染予防に向けた対応として、急遽開催を中止としました。

アドバイザリー委員へ委員会での説明資料や令和2年度近畿整備局コンプライアンス推進計画（案）を送付し、電話等で説明を行い、助言・意見をいただくこととし、いただいた助言・意見を踏まえ、令和2年3月24日付けで推進計画の決定をしました。

なお、今年度は、委員会に報告すべき不適正な事案は発生していません。

II 発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持

1 法令の遵守及び綱紀保持の徹底

平成30年度に実施した確認チェックの結果を踏まえ、近畿地方整備局発注者綱紀保持規程（以下、「規程」という。）における「事業者等との応接方法」、「規定に抵触すると思料する事実を確認した場合の報告」及び「不当な働きかけへの対応」に重点をおいた取組を実施する。

（1）発注者の綱紀保持に関する基本事項の徹底

規程に規定する職員の責務、秘密の保持等の基本事項について、コンプライアンスミーティングや研修等の場を活用し、職員に周知徹底する。

（2）事業者等との応接ルールの徹底

事業者等との応接にあたっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、近畿地方整備局発注者綱紀保持規程第5条に規定する「事業者等との応接方法」、「豊岡河川国道事務所等における不正事案を踏まえた再発防止策について」で定める「職員と業者の接し方の改善」及び平成27年1月16日付「建設事業者等に対する応接方針について」により取り組むこととし、コンプライアンスミーティングや研修等の場を活用し、事業者からの必要な情報収集については引き続いてしっかりと行いつつ、国民の疑惑や不信を招くことのない公平かつ適切な応接を行うよう、コンプライアンスミーティングや研修等の場を活用し、ルールの再確認や取組状況の確認を行う。

（3）不当な働きかけへの対応等

入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合において、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて組織管理の責任者である局長への報告を確実にを行うよう、コンプライアンスミーティングや研修等の場を活用し、職員に周知徹底する。

また、発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある不当な働きかけがあった場合においては、近畿地方整備局発注者綱紀保持規程第12条の対応ルールに従い、組織として必要な措置を講ずる。

（取組実績）

第1回コンプライアンスミーティングのテーマとして取り上げ、コンプライアンス等携帯シートを参照しながら、全職員に確認・周知を行いました。また、整備局が主催する原則全ての研修において研修題材として取り上げたほか、各ブロック等で実施している講習会等においても周知を行いました。

しかし、第3回コンプライアンスミーティングにおいて実施した理解度チェックの結果では、事業者等との応接方法（正答率76%）、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応（正答率60%）の理解度が低かったことから、次年度においても重点をおいた取組として実施します。また、引き続き次年度においても副所長室の大部屋化又は相部屋化の取組の推進を図ります。

○第1回コンプライアンスミーティングの概要

【事例1】

ゴールデンウィークの長期休暇中に実家へ帰省した〇〇河川国道事務所の発注担当課のA課長は、中学校を卒業して以来一度も会うことがなかった中学時代の仲のよかつたBさんと偶然再会をしました。

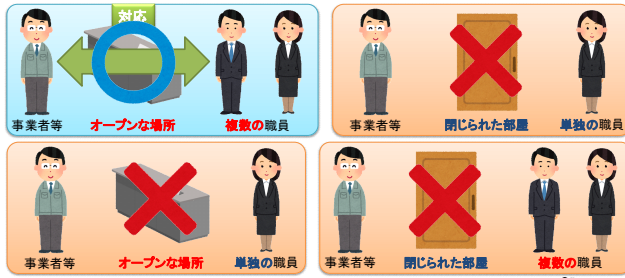
A課長 久しぶりだね。元気になっているの。
 Bさん 元気だよ。でも、仕事がいなくて。
 A課長 確かBの実家は、建設会社を営んでいたんだっけ。
 Bさん 大学を卒業して地元銀行で働いてたんだけど、父親が最近亡くなって、会社を引き継いだんだ。
 A課長 しかし、建設業界のことがよく分からなくて、売上げがさっぱりで。
 Bさん たいへんだなあ。
 A課長 ところでAは今何をしているの。
 Bさん 〇〇河川国道事務所が発注担当の課長をしている。
 A課長 公共工事の発注手続きのことがよく分からないけど、今度教えてくれないかなあ。
 Bさん 一般的な手続きのことなら説明できると思うので、必要があれば、自分が勤務している〇〇河川国道事務所へ来てよ。実務に詳しい係長と一緒に説明してあげよう。

後日、BさんがA課長を訪ねて〇〇河川国道事務所へやってきました。A課長は、C係長と一緒にドアを開けた会議室で公共工事の発注手続き等の説明をしました。

それから数日後、Bさんが「教えてもらった内容で分からないことがあって、もう一度教えてもらいたんだけど」とA課長を突然訪ねて来ました。その日は会議室が空いておらず、また、C係長も外出していたため、玄関ホールのオープンなスペースに設置されている打合せテーブルでA課長一人で説明をしました。

Bさん 説明を聞いてよく分かったよ。ありがとう。
 A課長 分からないことがあったら、問い合わせてもらいたいよ。
 Bさん ところで、会社の経営が詰まってるって、困ってるんだ。xx工事を受注したいので、なんとか予定価格を教えてくださいませんか。
 A課長 そんなことは教えられないよ。また、そのようなことを聞くことは不当な働きかけになるので、問題になるんだぞ。
 Bさん それなら、せめて、入札参加業者各ぐらいい教えてもらえないかなあ。工事の受注実績がなければ、銀行からの融資も受けられない。このままじゃ会社が倒産するかもしれないんだ。助けてくれ。
 A課長 仕方がないなあ。入札参加業者名だけだぞ。後日、会社へ連絡するよ。ただし、二度とそのようなことを聞かないでくれよ。
 Bさん 恩にきるよ。

外出先から事務所へ戻ってきたC係長は、BさんがA課長を訪ねて来ていると聞き、一緒に応接した方がいいと思い、A課長を探して、玄関ホールの打合せテーブルに近づいたとき、先の会話を聞いてしまいました。
 C係長は、A課長の対応に疑問を感じたが、A課長がBさんの会社へ連絡を待って参



事業者等との対応であっても、単なる書類の授受や社会通念上の儀礼的な挨拶は単独の職員により対応できます。ただし、事業者等との対応にあたっては、疑惑や不信を招くことがないように心がけてください。

★ 内部報告は違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避するための重要な制度です。そのため規程第6条に定める報告は、報告先を直属の上司等ではなく「発注者総紀保持担当者（適正業務管理員又は港政調整官）」とし、規程第10条により報告を行った職員の保護を図り、職員が報告をしやすいような措置が講じられています。証拠がない、誤報かも知れない等といったことは心配せず、知り得たことをそのまま報告するようにしてください。

★ 結果的に誤報であっても、故意に虚偽の報告をするなど他人に損害を加える目的その他の目的でない限り、報告を行ったことにより不利益な取扱いを受けることはありません。（規程第8条第2項、第3項）

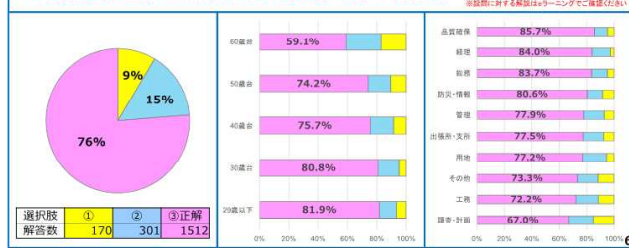
【報告の例】
 B副所長が、一人でA社長と面会し、長時間話をしているのをたびたび目撃した。

○第3回コンプライアンスミーティング結果

Q3. 近畿地方整備局発注者総紀保持規程における「事業者等との応接方法」について、正しいものは次のうちどれでしょうか。

- ①事業者等との応接にあたり、係長と2人で扉を開けた会議室で対応した。
- ②事業者等からの営業活動を受けるにあたって、オープンな場所で1人で対応した。

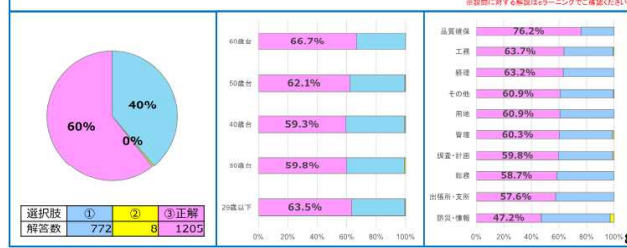
【正解】
 ③事業者等との応接が急を要していたが、所屬長が不在で事前に伝えられなかったため、応接後に所屬長に報告した。
 ※特に60歳以上の職員は「応接方法の例外規定」について、理解が不足している。



Q5. 近畿地方整備局発注者総紀保持規程における「不当な働きかけに該当すると認める行為を受けたときの対応」について、正しいものは次のうちどれでしょうか。

- ①所屬長に報告しなかったため、発注者総紀保持担当者に報告した。
- ②工事の監督について不当な便宜を図るよう要求されたが、契約後の行為は不当な働きかけにあたりないので、どこにも報告しなかった。
- ③相手方に記録、公表される旨を伝えられなかったが、所屬長と発注者総紀保持担当者に報告した。

【正解】
 ※所屬長等及び発注者総紀保持担当者の2人へ報告が必要があることについて、理解が不足している。



○副所長室の相部屋化（京都国道事務所）



(4) 公務員倫理の徹底

職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため、コンプライアンスミーティングや研修等の場を活用し、職員に周知徹底する。

また、国家公務員倫理週間にあわせて、セルフチェックシート等を用いて自己点検を実施し、公務員倫理について再認識する。さらに、新任課長、新任専門官等に、自習研修教材を提供するとともに、新規採用職員に対してeラーニング教材を用いて、研修を行う。

(取組実績)

整備局が主催する原則全ての研修において研修題材として取り上げたほか、各ブロック等で実施している講習会等においても周知を行いました。

また、国家公務員倫理月間（12月）にあわせて、全職員を対象として、「国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート」を用いた自己点検を実施したほか、啓発ポスターの掲示、倫理週間パンフレットの配布を行いました。

また、新任課長、新任専門官等を対象に自習研修教材「公務員倫理を見つめ直す（本省課長補佐級職員用）」を提供し、新規採用職員には、「公務員倫理について学ぶ（一般職員用）」を用いた研修を実施しました。



信頼は
あなたの倫理の
積み重ね

2019年12月は
国家公務員倫理月間

公務員倫理ホットライン
03-3581-5344
(電話は土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15)
公務員倫理ホットライン 検索

https://www.jinji.go.jp/rini/tuho/tuho.html
国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート 基礎編

船島名

各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

| 番号 | 問 題 | 回答 |
|----|---|----|
| 1 | 倫理規程は、職員の職務と利害関係のある事業者等や個人との間の行為について規定しているが、この「事業者等」とは、営利目的事業を営んでいる者を指し、国はもとより、公益法人や地方公共団体等は含まれない。 | |
| 2 | 補助金交付の事務に携わっている場合、補助金の申請者だけでなく、申請が認められ、現にその補助金の交付を受けて交付対象の事務・事業を行っている者は、利害関係者になる。 | |
| 3 | 「事業の発達、改善及び調整」に関する事務を所掌している場合、その対象になる事業を行っている事業者等（いわゆる所管業界の企業等）は、たとえ許認可や補助金交付の関係がなくても、利害関係者になる。 | |
| 4 | 自分が契約に関する事務に携わっている場合、かつて契約関係があったが現在は契約関係がなく、契約を申し込む予定もないような企業は、利害関係者にはならない。 | |
| 5 | 自分が異動した場合、異動前に自分の利害関係者だった企業が引き続き後任者にとっての利害関係者になっていても、今の自分のポストでその企業と仕事上の関係がなければ、自分にとっては利害関係者にならない。 | |
| 6 | 多くの人が出席する立役者なら、利害関係者が主催するものであっても、倫理規程上の問題はない。 | |
| 7 | 利害関係者から接待を受けることは禁止されているが、仕事で出席した会議で、弁当の提供を受けることは、利害関係者からであっても認められる。 | |
| 8 | 自分の分の費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合であっても、自分の飲食に要する費用が1万円を超えときは、倫理監督官への届出が必要である。 | |
| 9 | 利害関係者である業者が「課の皆さんでどうぞ」と言ってビール券を置いていったので、課の懇親会で使った。また、一部をその業者と利害関係のない隣の課におすそ分けをし、その課でも懇親会で使った。というようなケースは、個人で使ったわけではないので、倫理規程上の問題はない。 | |
| 10 | 利害関係者からのせり別は、1万円以内であれば受け取ることができる。 | |
| 11 | 利害関係者の家族が亡くなった場合、香典を出すことは問題ないが、それに対する香典返しは、どのようなものであれ、受け取ることはできない。 | |
| 12 | 無償で利害関係者から物品を借りることは禁止されているので、仕事で利害関係者を訪問したときも、ボールペン1本であっても借りることは認められない。 | |
| 13 | 無償で利害関係者からサービスの提供を受けることは禁止されているので、仕事で利害関係者を訪問したときに、経費で帰りのタクシーを用意すると言われても、提供を受けることは認められない。 | |
| 14 | 利害関係者とのゴルフは禁止されているので、自分が会員となっているゴルフ場で、ゴルフクラブの指定によつたまま利害関係者と一緒の組になった場合でも、一緒に回ることはできない。 | |
| 15 | 利害関係者と一緒に旅行をすることは、自分の分の費用を負担していれば倫理規程上の問題はない。 | |
| 16 | 私的な関係がある利害関係者との行為は、禁止行為でも例外として認められ得るが、この「私的な関係」には、仕事を通じて知り合っただけの関係も含まれる。 | |
| 17 | 利害関係者でない事業者等からでも、何度も繰り返し接待を受けることは、倫理規程上問題がある。 | |
| 18 | 国の補助金や経費で作成される書籍等であっても、実際にその監修作業を行った場合には監修料を受け取ることができる。 | |
| 19 | 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた原稿料や監修料については、氏名や府省名を明らかにしないで行った場合であれば、贈与等報告書を提出する必要はない。 | |
| 20 | 贈与等報告書を提出しなかったり、虚偽の事項を記載したりすると、懲戒処分の対象になる。 | |

(5) 内部通報制度の周知と適正な運用

規程及び服務・倫理に対する違反に関しての窓口への通報は違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は不利益な取り扱いを受けないことを、コンプライアンスミーティングや研修等の場を活用し職員に周知し、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、迅速かつ的確な対応を行う。

(取組実績)

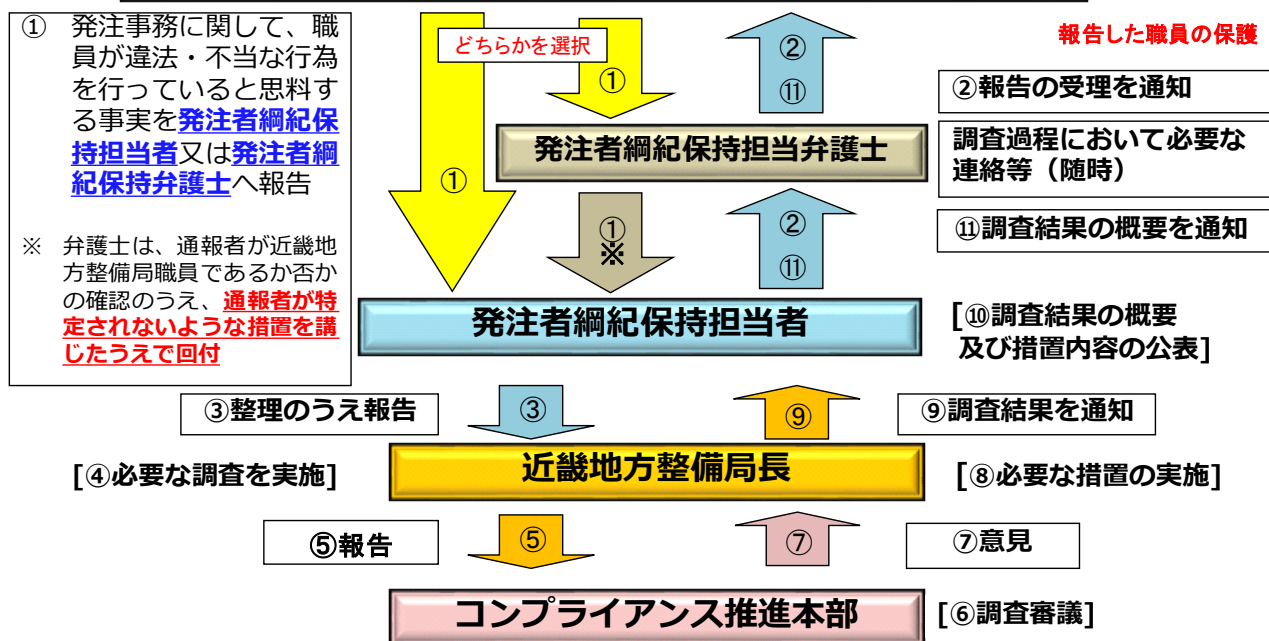
第1回コンプライアンスミーティングのテーマとして取り上げ、他の職員が発注者綱紀保持規程に違反した事実を知った場合の対応方法について、全職員に確認・周知を行いました。特に、「通報は違反行為の未然防止や自体の深刻化を回避するために必要なこと」、「通報した職員は不利益な取扱いを受けないこと」、「匿名性が確保されていること」に重点を置いて説明しました。また、整備局が主催する原則全ての研修（32研修）で、研修題材として取り上げたほか、各ブロック等で実施している講習会等においても周知を行いました。

見て見ぬふりをしない（不正の芽を早期に摘む）

報告（発注者綱紀保持規程第6条）

- ※ 報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いの禁止
- ※ 職員の意に背いた氏名等の調査の禁止（外部窓口経由時）

職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認



(6) 官庁綱紀保持に関する関係業界団体への協力依頼

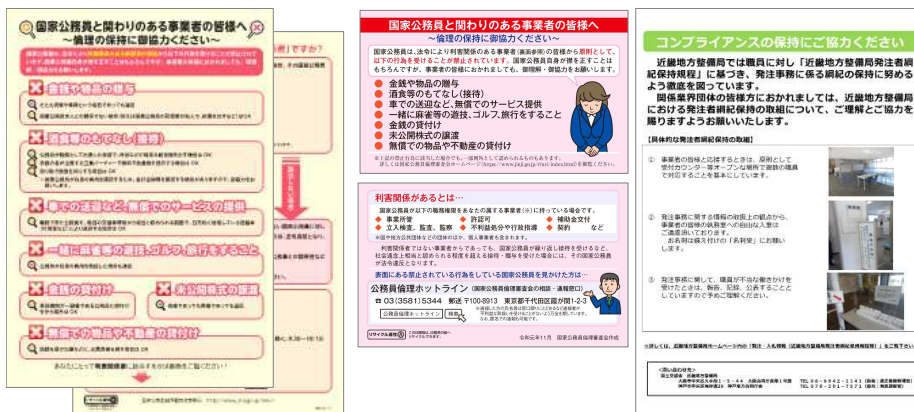
国民の疑惑を招くことのないよう、事業者等の関係業界団体に対しても、綱紀の保持に関する協力の文書による依頼を引き続き行う。

(取組実績)

令和元年7月17日付け「中元期等における綱紀の保持のご協力について（依頼）」及び11月27日付け「年末年始等における綱紀の保持のご協力について（依頼）」により関係業界団体（152団体）に対して、国民の疑惑を招くような行為の自粛について依頼しました。

また、発注者綱紀保持の周知を図るため、リーフレット「コンプライアンスの保持にご協力ください」を、上記の依頼文書に同封しました。

さらに、職員に対しても、7月17日付け及び11月27日付けで、利害関係者から贈与を受けることの禁止、受け取ってしまった場合の速やかな返送等、綱紀の保持について周知・徹底を行いました。



2 情報管理の徹底と入札契約手続きの適正な執行

平成30年度に実施した確認チェックの結果を踏まえ、規程における「情報の適切な管理」及び「秘密の保持」に重点をおいた取組を実施する。

(1) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報の管理方法や管理責任者の指定等、発注事務に関する情報管理ルールの周知徹底を図る取組を継続して実施し、コンプライアンストレーニング等の機会に、実施状況の確認を行う。

また、情報セキュリティ対策委員会との連携のもと、発注事務に関する情報の適切な取扱いや個人情報の保護など情報管理の徹底を図る。

(取組実績)

第1回コンプライアンスミーティングのテーマとして取り上げ、発注事務に関する情報管理ルールについて、全職員に確認・周知を行いました。また、整備局が主催する原則すべての研修において研修題材として取り上げたほか、第3回コンプライアンストレーニングにおいて、機密情報の管理方法や情報管理責任者等の指定等、発注事務に関する情報管理ルールについて確認を行うとともに、各ブロックのコンプライアンス・チーム会議において、日常業務における情報管理について、技術・事務副所長及び総務課長等が情報交換を行いました。

(2) 積算業務と審査・評価業務の分離

積算業務と審査・評価業務の双方の情報を知る機会や知る者の数を限定することにより情報漏洩の防止を図るため、本局・事務所において発注する工事の積算業務と審査・評価業務の分離を行う。

(取組実績)

平成25年度より、一般土木工事等について、当該事務所が発注する工事の「審査・評価業務」を当該事務所以外のブロックの代表事務所で行うこととし、代表事務所に品質確保課を設置し、「積算業務」と「審査・評価業務」を分離しました（下記ブロック構成のとおり）。また、平成29年度より、本局発注工事について、「積算業務」、「競争参加資格の審査業務」、「技術資料の審査・評価業務」の3つを分離し、同一の担当者にこれらの業務を兼務させないようにするとともに、執務室の分離も図っています。

なお、港湾土木工事等については、当該事務所が発注する工事の「審査・評価業務」を港湾空港部品質確保室で行うこととし、「積算業務」と「審査・評価業務」を分離しています。

○ブロック構成

| 代表事務所 | 構成事務所 |
|------------|--|
| 福井河川国道事務所 | 足羽川ダム統合管理事務所 九頭竜川ダム統合管理事務所 |
| 滋賀国道事務所 | 琵琶湖河川事務所 大戸川ダム工事事務所 京都国道事務所 |
| 福知山河川国道事務所 | 豊岡河川国道事務所 |
| 淀川河川事務所 | 猪名川河川事務所 大阪国道事務所 浪速国道事務所 淀川ダム統合管理事務所 近畿技術事務所 |
| 奈良国道事務所 | 大和川河川事務所 木津川上流河川事務所 国営飛鳥歴史公園事務所 |
| 兵庫国道事務所 | 姫路河川国道事務所 六甲砂防事務所 国営明石海峡公園事務所 |
| 和歌山河川国道事務所 | 紀伊山系砂防事務所 紀の川ダム統合管理事務所 |

(3) 技術提案書等におけるマスキングの徹底

入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るため、業者から提出される技術資料等に記載された業者名、所在地等のマスキングを徹底する。

(取組実績)

入札参加事業者名の情報を管理する職員を限定し、事業者提案等に対する公平な評価、情報漏洩の効果的な防止に資するマスキングの徹底については、第1回コンプライアンストレーニングにおいてチェック、確認を行いました。

また、副所長会議、契約事務管理官会議などの機会を通じて、マスキングの徹底を改めて周知徹底しました。

なお、平成29年度より入札参加事業者の所在地等についてのマスキングを追加し、徹底を図りました。

(4) 「2封筒事後審査型」の入札手続きの実施

技術評価点と予定価格の漏えいの防止を図るため、一定の要件を満たす工事において「2封筒事後審査型（技術提案書等と入札書を同時提出させるとともに、予定価格を入札書提出後に作成する方法）」を引き続き実施する。

(取組実績)

平成26年度より、予定価格6千万～3億円の一般土木工事及び予定価格5千万～2億円の港湾土木工事の総合評価落札方式（施工能力評価）を対象として、「2封筒事後審査型」を実施しています。

Ⅲ 職員のコンプライアンス意識向上の取組手法

(1) コンプライアンスミーティングの開催

全ての課等の所属単位で、職員相互間で綱紀保持についての再確認や意見を出し合う場として「コンプライアンスミーティング」を年4回実施する。

(取組実績)

本局・全事務所において、コンプライアンスミーティングを年4回実施しました。

なお、ミーティングに参加できなかった職員に対しては、所属長が個別にミーティングの要点を伝え、資料を配布し意見を聞くことにより、発注者綱紀保持をテーマとした第1回コンプライアンスミーティングでは全職員（実施・指導する立場の職員を除く。）が参加をし、コンプライアンス意識を醸成するよう努めました。

○第1回コンプライアンスミーティング（参加率100%）

実施時期：令和5年5月30日～7月5日

テーマ：発注者綱紀保持について

「事業者等との応接方法」、「不当な働きかけに対する対応」、「内部報告制度」、「情報の適切な管理と秘密の保持」、

○第2回コンプライアンスミーティング（参加率96.4%）

実施時期：令和元年7月29日～10月21日

テーマ：行政文書の適切な管理について

○第3回コンプライアンスミーティング（参加率87.3%）

実施時期：令和元年11月1日～11月29日

テーマ：コンプライアンスに関する理解度チェック

○第4回コンプライアンスミーティング（参加率96.7%）

実施時期：平成30年12月12日～平成31年1月25日

テーマ：ハラスメントについて

「パワー・ハラスメント」、「ケア（介護）ハラスメント」

(2) コンプライアンスに関する研修の継続的实施

年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないよう一人の職員が何年か毎に繰り返しコンプライアンスに関する講義を受けるようにするため、平成31年度においても、近畿地方整備局が主催する原則すべての研修にコンプライアンスの講義を設ける。

講義は、研修生同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように、過去の不正事案を題材とし、「グループ討議」、「コンプライアンス研修用DVD視聴」、「理解度チェック」の活用を図る。

また、コンプライアンスの指導者を育成していくため、事務所課長等を対象とする「コンプライアンス専門課程研修」を実施する。

(取組実績)

1) コンプライアンスに関する講義

令和元年度は、21研修においてコンプライアンスに関する講義を実施し、新規採用職員研修、新任係長研修、新任管理職研修など、職員が繰り返しコンプライアンス研修を受けられるようにしました。

また、研修生に対して過去の不正事案を題材とした「グループ討議」、「コンプライ

「アンズ研修用DVD視聴」、「理解度チェック」を実施し、的確な理解となるよう努めました。

| 主として対象とする 職員のクラス | 研 修 名 |
|---------------------|--|
| 新規採用職員 | 新規採用職員、新規採用職員（職場） |
| 係 員 | 行政基礎（事務・Ⅰ期）、行政基礎（事務・Ⅱ期）、 |
| 係長等及び係員 | 用地事務職員（初級）、河川・道路（初級）用地事務職員（上級）、建設産業・不動産、環境技術、土砂災害緊急調査、新技術・情報化施工 |
| 係長等 | 新任係長＜Ⅰ期、Ⅱ期＞、道路管理、河川管理、建設生産システム（監督員・検査）、広域・都市計画、建設生産システム（事務所係長級）、総務専門 |
| 事務所課長・建設専門官等 | 新任管理職、コンプライアンス |

2) 専門課程「コンプライアンス研修」

令和元年9月11日から13日まで、コンプライアンスの指導者を養成する専門課程研修を実施しました。

令和元年度 「 コ ン プ ラ イ ア ン ス 」 研 修 日 程 表 (案)

自：1 年 9 月 11 日 (水) (3日間)
至：1 年 9 月 13 日 (金)

| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 19 | 23 | |
|---------------|---------------------------|---|---|----------|---|---|--|--|---|----|-----------------|--------|----|
| | 00 | 30 | 00 | 30 | 00 | 30 | 00 | 30 | 00 | 30 | 00 | 15 | 15 |
| 9月11日 (水曜) | 集 合 | | | 入所 手続 | オリエンテーション 開 講 式 記念写真 | | 講話 13:00~ 13:30 総務部長 | 国家公務員倫理規程・ セクハラ・パワハラ防止 ＜事例研究＞ 13:40~15:20 総務部 人事計画官 | 公共土木工事の 品質確保について 15:30~17:00 企画部 技術管理課長 | | 夕 食 (~22:00) | 消 灯 | |
| 9月12日 (木曜) | 朝食 自習及び環境整備 | 情報セキュリティ ポリシーについて 9:00~10:25 企画部 情報通信技術課長補佐 | 不当要求対策について ＜事例研究＞ 10:35~12:00 総務部 調査官 | | 昼 食 | 発注者綱紀保持について ＜事例研究＞ 13:00~14:55 適正業務管理官 | 契約手続きについて 15:05~17:00 総務部 契約管理官 契約課長 | | 自習・入浴 (~23:00) | | | | |
| 9月13日 (金曜) | 朝食 A会議室へ 新館3階 移動 | 行政文書管理 について 9:30~11:00 総務部 総務課長補佐 | 個人情報保護 について 11:10~12:00 総務部 総務課長 | | 入札談合等関与行為 防止について ＜オープン講義＞ 13:00~14:20 公正取引員会事務総局 近畿中国四国事務所 | 外部から見た公務員の コンプライアンス 14:30~16:00 弁護士 | 閉 講 式 | 退所 | | | | | |

(3) コンプライアンスに関する講習会等の継続的実施

事務所課長等を対象とする「コンプライアンス専門課程研修」では、外部講師を招いた講義を設けるとともに、当該講義を広く活用するため、研修生以外でも受講可能なオープン講義とする。

各ブロックにおいては、職員に対してのコンプライアンス啓発のための講習会等を開催する。

(取組実績)

1) 外部講師による発注者綱紀保持に関する講義

- ・ 令和元年9月13日：「入札談合等関与行為防止について」〈オープン講義〉
(公正取引委員会近畿中国四国事務所)
- ・ 令和元年9月13日：「外部から見た公務員のコンプライアンス」
(発注者綱紀保持担当弁護士)



2) 不当要求対策に関する講習会等

- ・ 令和元年10月25日：兵庫地区「不当要求に関する講習会」(警察、暴追センター)
- ・ 10月30日：大阪地区「不当要求行為に関する意見交換会」
(警察、暴追センター、弁護士会)
- ・ 11月17日：奈良県域「暴力団等排除連絡協議会」
(警察、暴追センター)
- ・ 11月11日：福井ブロック「暴力団等排除・不要要求対策研修会」
(警察、暴追センター、弁護士会)
- ・ 11月14日：滋賀地区「不当要求対策講習会」(警察、暴追センター)
- ・ 2月：京都府域「不当要求行為に関する意見交換会」(弁護士会、暴追センター)

3) ハラスメントに関する講習会等

- ・ 9月19日、20日：本局「ハラスメント講習会」
- ・ 12月3日：浪速国道事務所「ハラスメント講習会」
- ・ 12月17日：和歌山河川国道事務所「ハラスメント講習会」
- ・ 1月29日、30日：本局「ハラスメント講習会」

4) 事務所におけるコンプライアンス講習会等

- ・ 令和元年5月17日：紀伊山系砂防事務所「コンプライアンス講習会 (DVD視聴)」
- ・ 5月29日：琵琶湖河川・大戸川ダム事務所「情報セキュリティ講習会」
- ・ 10月9日：国営明石海峡講演事務所「情報セキュリティ講習会」
- ・ 10月10日：滋賀国道事務所「情報セキュリティ講習会」
- ・ 11月5日：舞鶴港湾事務所「倫理講習会」
- ・ 11月11日：大阪港湾空港整備事務所「倫理講習会」
- ・ 11月11日：神戸港湾事務所・神戸港湾空港整備事務所「倫理講習会」
- ・ 11月29日：兵庫国道事務所「情報セキュリティ講習会」
- ・ 12月4日：和歌山事務所「倫理講習会」
- ・ 2月7日：福知山河川事務所「コンプライアンス講習会」(豊岡・舞鶴参加)

5) その他の講習会

以下の会議等でコンプライアンスに関する講義を実施した。

- ・ 令和元年6月20日：契約事務管理官会議
- ・ 7月3日：営繕部勉強会

(4) 所内会議等による綱紀保持等の周知

各事務所の所内会議等を通じて、官製談合防止、発注者綱紀保持、服務・倫理の遵守等コンプライアンス全般に関して、職員への注意喚起などを定期的に行う。

また、所内会議等において活用できるよう、現実には生じたコンプライアンス違反等の事案に係る情報を、適宜、本局適正業務管理官チームから事務所等に提供する。

(取組実績)

概ね毎週1回開催される各事務所の幹部職員で構成される所内会議や概ね月1回開催される各事務所の課内会議において、適宜、コンプライアンスに関する注意喚起を行いました。

また、本局適正業務管理官チームから、月1回程度、公務員の不祥事案の報道などコンプライアンスに係る情報を事務所コンプライアンス・チームに提供することにより、現実には生じているコンプライアンス事案を周知し、職員がより身近な問題としてコンプライアンスを捉えられるよう努めました。

(5) 「コンプライアンス等携帯シート」の配布・携帯

職員のコンプライアンス意識の徹底及び日々の行動に役立つ資料として、コンプライアンスに関する基本的な事項を網羅した「コンプライアンス等携帯シート」を、全職員に配布し携帯させる。

(取組実績)

本局及び全事務所において、「コンプライアンス等携帯シート」を作成し、全職員に配布して携帯させています。

また、第1回コンプライアンストレーニングにおいて、「コンプライアンス等携帯シート」の配付について確認するとともに、新規採用者、転入者に対して概要を説明しました。

なお、服務倫理に関する内容を追記するなど令和2年3月に改訂をしました。

(6) 内部ホームページ掲載によるコンプライアンスに関する事項の周知徹底

コンプライアンスに関する周知徹底を行うため、近畿地方整備局の内部ホームページにおいて、コンプライアンスに対する考え方から再発防止策に至るまで必要な情報などを掲載し、職員がいつでも活用できるよう発信する。

(取組実績)

コンプライアンス推進体制、再発防止策（関係規則・マニュアル等）、各種報告制度等、過去の不正事案等を、職員が常時確認できるよう内部ホームページに掲載し、情報発信を行いました。

また、eラーニング教材「発注者綱紀保持」を作成し、内部ホームページに掲載しました。

(7) コンプライアンス遵守メッセージの表示

職員のコンプライアンスに関する意識向上とその徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス推進本部員からのコンプライアンスメッセージを定期的に表示する。

また、メッセージをより身近なものとして理解できるようにするため、具体的な事例を併せて掲載する。

(取組実績)

「コンプライアンス推進本部員から職員へのメッセージ」を、パソコン立ち上げ時のポップアップにより掲載しました。

また、コンプライアンスに関する具体的な不祥事事例等を併せて掲載しました。

近畿地方整備局コンプライアンス推進本部から職員の皆様へメッセージをお伝えします

今週のメッセージ

職の穴から堤は崩れる。「これくらいなら大丈夫」との気の緩みが危険の要因。「これは問題かもしれない」との意識が貴方を救うことになります。

自ら潔くなくとも、入札談合等関与行為の事案に巻き込まれる可能性があります。入札談合等関与行為を行った職員には、損害賠償、懲戒処分及び刑事罰が科せられます。

近畿地方整備局コンプライアンス推進本部から職員の皆様へメッセージをお伝えします

今週のメッセージ

自分の仕事に誇りを持って、国民に対して常に誠実である。当たり前ですが、コンプライアンスの取り組みを続けることが大切です。

最近の官製備命防止法違反事件 入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては不正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされます。

【重要情報】公文書改ざん 丹波市職員を停職6か月

丹波市は、公文書改ざん、捏造した「**水源地の整備**」を、6か月停職の懲戒処分とした。主犯は、自発的に関与した**水源地整備**事業について、選挙への関係者の交代や検査業務の遅れが発生する恐れがあると、関係書類の日付などを改ざり、一部の事業では、担当課長を偽装して記したり、課長の印鑑を偽造して押印するなどの、偽の書類を作成していた。

近畿地方整備局コンプライアンス推進本部から職員の皆様へメッセージをお伝えします

今週のメッセージ

日々行っている仕事の内容が、国民から理解と信頼を得られるのかという観点でチェックしていくことが重要です。仕事を行うときに、「国民に説明できるのか」ということを常に意識してください。

最近の官製備命防止法違反事件

高崎市 群馬県は11月18日、高崎市発注の郡内の補給品購入の入札談合を数社に捜らしたとして、高崎市の職員ら3人を官製備命防止法違反と公職の執行停止入札参加資格の取消処分を行った。罰金額は4月、市からの罰金の徴収等を行っている関係に留まっていた。逮捕された3人は同じ高校の卒業生だった。

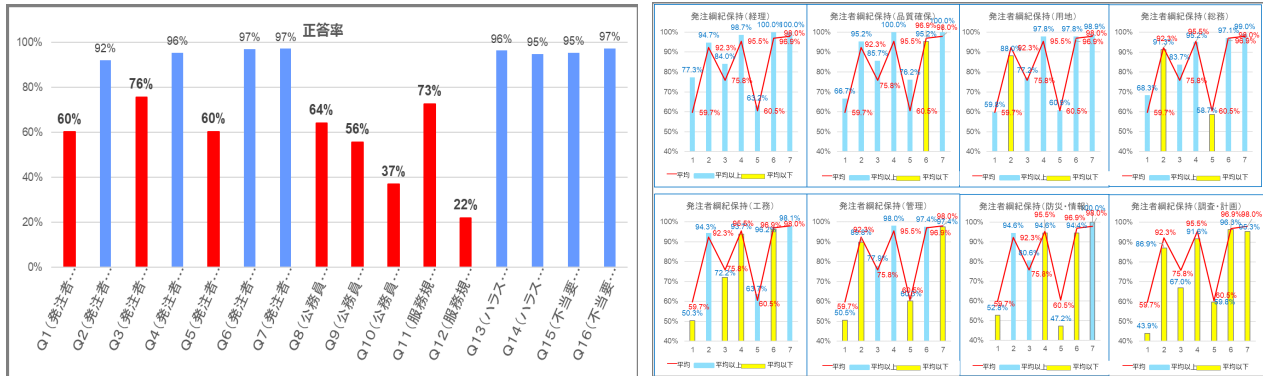
福山市 福山市は10月29日、福山市発注の道路の補修工事の予定価格を算出したとして、再建設課主幹ら4人を官製備命防止法違反と公職の執行停止入札参加資格の取消処分を行った。

(8) eラーニングシステムを活用した啓発

研修等に参加する機会の少ない職員も無理なく自席で受講できるよう、eラーニングシステムを導入・活用し、職員一人一人のコンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を図る。

(取組実績)

香川県が開発したeラーニングシステムを導入し、第3回コンプライアンスミーティングをコンプライアンス理解度チェックとして実施しました。eラーニングシステムで回答結果を集計することができるため、所属や年齢などの属性ごとに正答率などを分析することが可能となりました。



(9) 退職予定者に対するコンプライアンスに関する事項の周知徹底

退職後におけるコンプライアンスの徹底を図るため、退職予定者に対し、コンプライアンスの心構え、入札談合等関与行為の事例、入札談合等に関与した場合の厳しいペナルティ及び再就職規制等の説明を個別に行う。

(取組実績)

定年退職予定者に対して、再就職規制等の説明を個別に行いました。

また、「定年退職予定者年金・再任用募集要領等説明会」においても、再就職規制等について説明しました。

IV その他コンプライアンスの推進を図る事項

以下の項目について、問題意識の高まり、社会情勢の変化を踏まえて、関係部局と連携しつつ、職員のコンプライアンスの推進を図る。

1 公文書管理

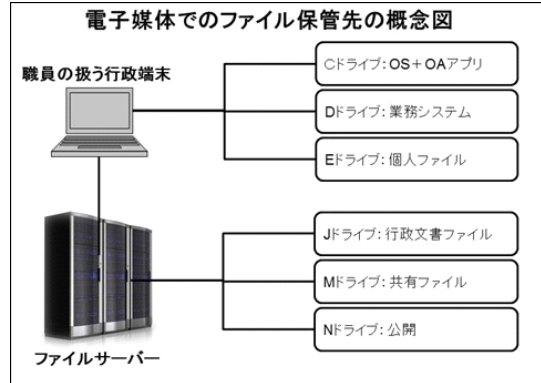
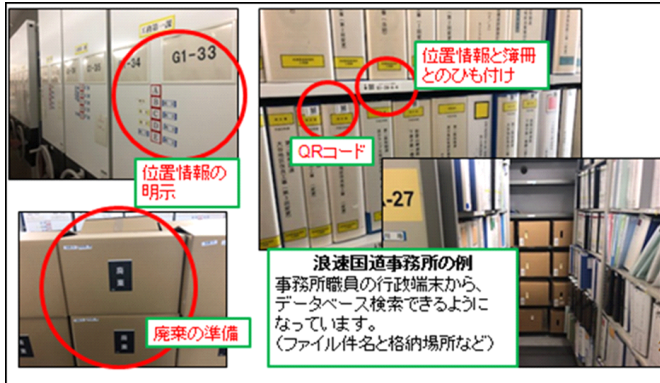
「公文書管理に関するガイドライン」や「国土交通省行政文書管理規則」、「地方整備局行政文書取扱規則」等の公文書管理に関する諸規定について、研修や各種会議等の場を活用して職員に周知し、ガイドライン等のルールに則った適正な公文書管理の啓発を行う。

(取組実績)

第2回コンプライアンスミーティングのテーマとして取り上げ、適正な公文書管理の啓発を行いました。

また、7月25、26日の2日間で計4回の全職員を対象とした公文書管理に関する講習会を開催し、公文書の適正な管理の啓発を行いました。共聴システムにより各事務所において受講ができるようにしました。

また、各事務所や各ブロックにおいて公文書管理に関する講習会も行いました。



2 服務規律・ハラスメントの防止

服務やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント防止について、研修等の場を活用して啓発を行う。

(取組実績)

第4回コンプライアンスミーティングのテーマとして取り上げ、「パワー・ハラスメントの類型」や「ケア（育児・介護）ハラスメント」について全職員に確認・周知を行いました。

また、課長補佐クラスを対象とした講習会及び外部講師による事務所長以上の幹部職員を対象とした講習会を開催し、ハラスメント防止の啓発を行いました。

| 指針案で示されたハワハラ類型と主な具体例 | 該当する(主な事例) | 該当しない(主な事例) |
|---------------------------------------|---|--------------------------|
| ① 身体的攻撃 殴ったり、蹴ったり、体に危害を加えるハワハラ | ・殴打や足蹴り ・相手に物を投げつける | 誤ってぶつかる |
| ② 精神的攻撃 侮辱、悪罵など精神的攻撃を加えるハワハラ | ・人格を否定する言動 ・必要以上の長時間にわたる厳しい叱責 | 重大な問題行動に対して一定程度強く注意する |
| ③ 人間関係からの切り離し 仲間外れや無視など個人を除外するハワハラ | ・意に沿わない者を仕事から外し、長期間別室に隔離する ・集団で無視をし、職場で孤立させる | 新規採用者育成のため、別室で短期集中の研修を実施 |
| ④ 過大な要求 業務とは無関係の私的な雑用処理の強制 | | 育成のため、現状より少し高いレベルの業務を任せる |
| ⑤ 過小な要求 嫌がらせて仕事を与えない | | 能力に応じた業務の内容・量の軽減 |
| ⑥ 個の侵害 個人のプライバシーを侵害するハワハラ | ・職場外の継続的監視、私物の写真撮影 | 労働者への配慮を目的に、家族状況などのヒアリング |

※厚生労働省の資料を基に作成

3 不当要求行為等への対応

不当要求行為等対策要綱に基づく対応策や受注業者が暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について、研修等の場を活用し、啓発を行う。

また、不当要求行為等が発生した場合においては、組織として必要な措置を講ずるために、不当要求行為等対策要綱に基づく対応の啓発を行う。

(取組実績)

1) 職員に対する周知徹底

近畿地方整備局で実施している18研修において、不当要求行為等の講義を実施し周知を行い、令和元年11月13日には、「用地事務職員（上級）研修」において、「行政対象暴力の実情と対応策」をテーマとして、大阪弁護士会から講師を招いてオープン講義を実施しました。

さらに、各ブロックにおいて、府県警察本部、暴力追放運動推進センター、弁護士会の協力を得て、講習会等を実施しました。

不当要求行為等の講義を実施した研修

新規採用職員研修、行政基礎（事務・Ⅱ期）、構造物設計、総務専門、用地事務職員（上級）、建設産業・不動産、広域・都市計画、道路管理、河川管理、土砂災害緊急調査、新技術・情報化施工、新任係長〈Ⅰ期、Ⅱ期〉、建設生産システム（監督員・検査）、建設生産システム（事務所係長級）、新任管理職、コンプライアンス、港湾事務・技術者

2) 府県警察本部、暴力追放運動推進センター、弁護士会との連携

管内各府県警察本部、暴力追放運動推進センター、弁護士会と連絡会等を開催するなど関係機関との連携を強化し、有事の協力体制を確保しました。

地元を代表して来てるんじゃない！
責任者はお前か！



ロールプレイング（職員vs大阪府警）

前任者は補償すると言った！
前任者が帰庁するまで何時でも
持ちさせてもらう！



ロールプレイング（職員vs大阪弁護士会）

V 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

推進本部会議においてコンプライアンス推進責任者等から取組状況に関する報告を聴取等するコンプライアンス推進本部によるモニタリングを継続して実施するとともに、報告された内容を各事務所のコンプライアンス推進責任者と情報共有する。また、前年度のコンプライアンスに関する取り組み結果についても、引き続きホームページで公表する。

(取組実績)

コンプライアンス推進本部会議の場を活用して、各回2名のコンプライアンス推進責任者（事務所長）から、

- ①事務所長としてのコンプライアンスの推進に関する意識等
- ②令和元年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画における重点事項に対する取組
- ③その他コンプライアンスの推進を図る事項
- ④応札・受注割合の推移状況等
- ⑤その他事務所独自の取組や課題

について取組状況を聴取しました。

また、令和元年7月1日に、令和元年度（平成31年度）のコンプライアンスに関する取組結果を近畿地方整備局のホームページで公表しました。

○コンプライアンス推進責任者からの取組状況報告

| 会議開催日 | コンプライアンス推進責任者 | |
|-----------|---------------|----------------|
| 令和元年5月28日 | 淀川ダム統合管理事務所長 | 近畿技術事務所長 |
| 6月10日 | 福井河川国道事務所長 | 紀伊山系砂防事務所長 |
| 7月23日 | 足羽川ダム工事事務所長 | |
| 10月8日 | 国営飛鳥歴史公園事務所長 | 和歌山河川国道事務所長 |
| 11月12日 | 大戸川ダム工事事務所長 | 猪名川河川事務所長 |
| 12月9日 | 大和川河川事務所長 | 九頭竜川ダム統合管理事務所長 |
| 令和2年1月15日 | 京都国道事務所長 | 神戸港湾事務所長 |

資料3-2 コンプライアンス推進責任者からの取組状況報告

国土交通省 近畿地方整備局

神戸港湾事務所におけるコンプライアンスの取組状況について

1. 事務所長としてのコンプライアンスの推進に関する意識等について

①どのようなシステムを行っているのか、特に力を入れて取り組んでいる点等

・適正な事業の執行には、職員一人ひとりのコンプライアンス意識が重要であり、意識を高く持って業務を行うことで後の社会的評価にもつながることを、所内会議や課長会議等を通して職員に伝え、浸透させている。

・業務の実施がチームで行うもので、単独での対応はさせないのが原則。

・所長室をオープンにし、職員が何でも気軽に相談できる環境としている。

②コンプライアンスミーティング及びコンプライアンストレーニングの結果の活用

・ミーティングやトレーニングで出された意見や事例で、特に重要及び参考となる意見は課長会議で取り上げ、対策や改善を検討し、可能なものは実施している。

2. 令和元年度近畿地方整備局推進計画における重点事項に対する取組について

(1) 事業者等との応接方法

① 事務所独自の取組や工夫等

・執務室と通路の間にカウンターを設け、各所に「立入禁止」の札を設置し、自由に入られないようにしている。事業者との打合せも、仕切り付の会議テーブルで行っているが、4月よりフロア化されたことにより、どこからでも見渡せる状態となっている。

・また、副所長室については平成25年度より相部屋化している。

② 「複数の職員による対応」という応接の原則により、少ない監督官等での対応を認めている。

(2) 規定に抵触すると想定する事案を確認した場合の報告及び不当な働きかけへの対応

① 報告ルールの周知・徹底等

・全職員が出席する所内会議やコンプライアンスミーティングの際に、事務所版のコンプライアンス携帯シートに記載がある旨を周知している。また、対応に苦慮した場合は相談できる雰囲気作りにも努めている。

21

資料3-2 コンプライアンス推進責任者からの取組状況報告

国土交通省 近畿地方整備局

神戸港湾事務所におけるコンプライアンスの取組状況について

(3) 情報の適切な管理並びに秘密の保持について

① 発注事務に関する文書(紙)及びデータの管理(方法:場所・アクセス制限・パスワード管理等)の周知・徹底

・工事だけでなく業務においても発注者情報保持規程に準じて、情報管理責任者が適切に実施している。

・入委委員会等での資料は、契約担当課長が確認し回収しシュレッダー処分を行っている。

② 職員以外の者(特に、みなし公務員に該当する発注者実務担当者等)に対する秘密の保持

・在庁型ではないため、執務室に立ち入ることはない。打合せや情報のやりとりについても適正に行っている。

(4) その他コンプライアンスの推進を図る事項について

(1) 公文書管理

公文書管理の重要性については、職員の意識として高まっている。現在、保存基準の見直しを行い、過去の文書について各課等で検証作業を行っている。

(2) 服務規律・ハラスメントの防止 又は 不当要求行為等への対応 (※どちらかを選択してください)

不当要求行為については、事務所版マニュアルの改正を行い、周知を行った。

4. 応札・受注割合の推移状況

1) 事務所における平均落札率

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 港湾土木B等級 | 86.1% (7件) | 90.0% (2件) | 96.6% (2件) |
| 工事全体 | 88.0% (9件) | 90.9% (6件) | 96.6% (4件) |
| 業務全体 | 89.6% (27件) | 90.2% (30件) | 87.7% (24件) |

2) 受注1社最大受注割合

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 港湾土木B等級(金額ベース) | 24.7% (2件) | 74.0% (1件) | 70.4% (1件) |
| 受注会社数 | (6社) | (2社) | (2社) |

5. その他 事務所独自の取組や課題について

・毎月開催の所内会議においてコンプライアンス情報を掲載し、ポイントとなる事案について紹介すると共に今の職場や個人に置き換えて対策等について説明を行っている。

・コンプライアンスミーティングでは、所長・副所長の4名が毎回別の題に参加するようローテーションし、幹部が直接的に各職場の職員と意見交換することによって、重要性の認識やマナー向上を図っている。

22

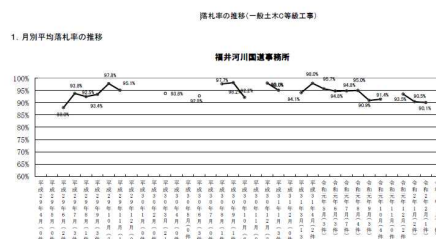
2 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

応札状況の透明化・情報公開のため、事務所ごとの年間を通じた一般土木工事（C等級）及び港湾土木工事（B等級）の落札率及び業者別年間受注額・受注割合について、引き続きホームページで公表する。

（取組実績）

平成29、30年度の事務所ごとの年間を通じた一般土木工事（C等級）及び港湾土木工事（B等級）の落札率及び業者別年間受注額・受注割合を、近畿地方整備局ホームページで公表しました。

また、平成29年度から令和元年度までの一般土木工事（C等級）の月別平均落札率を、ホームページで公開しました。



2. 年度別平均落札率

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|
| 年度平均落札率 | 93.6% | 94.1% |
| 落札件数 | 33件 | 31件 |

※R1・R2追記 令和元年6月分の落札率を修正しました。

3 コンプライアンストレーニングの実施

過去の不正事案に対する再発防止策等の既定のルールが実践されているかの診断及び職場運営のあり方についての啓発指導を行い、再発防止策の取組等を風化させることのないように、組織の健康づくりに向けた取組を引き続き実施する。

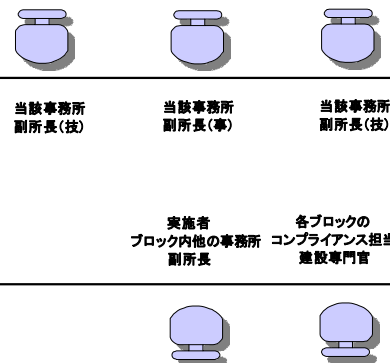
（取組実績）

各種再発防止対策の項目の中から、その時期に合った項目を設定し、年3回コンプライアンストレーニングを実施しました。

第1回、第3回は、各ブロックごとに他の事務所の副所長が、当該事務所において再発防止対策等が適正に実施されているか、チェックシートを用いて出席者間で確認するとともに、意見交換を行いました。

第2回は、各ブロックごとに他の事務所の総務課長が、当該事務所において再発防止対策等が適正に実施されているか、チェックシートを用いて当該事務所の総務課長との間で確認するとともに、意見交換を行いました。

近畿地方整備局 コンプライアンストレーニング



○第1回コンプライアンストレーニング

実施時期：令和元年6月～7月

実施内容：①コンプライアンス意識向上の取組

②コンプライアンスの推進体制

③綱紀保持の徹底

④不当要求行為対応

⑤危機管理

⑥業務委託の適正化

⑦行政文書管理の適正化

○第2回コンプライアンストレーニング

実施時期：令和元年9月～10月

- 実施内容：①執務環境の整備等（発注者綱紀保持、不当要求行為対応）
②業務委託の適正化（車両管理業務）
③庁舎管理（代表者の選任等、庁舎の目的外使用等、災害の防止）
④官貸与携帯電話の情報保持（紛失時の対応等）
⑤情報セキュリティー（外部記録媒体の取扱い）

○第3回コンプライアンストレーニング

実施時期：令和元年12月～令和2年1月

- 実施内容：①発注事務に関する情報管理の徹底
（機密情報の管理方法、情報仮責任者等の指定等、情報管理ルールの周知徹底）
②図面作成業務の適正な執行（手続きの見直し、検査手続きの厳格化）
③予算管理の厳格化（予算管理の体制、方法）

VI コンプライアンスへの取組に関する内部監査

監査官が事務所に対して行う一般監査において、コンプライアンスに係る事項も監査事項とし、監査を行う。

(取組実績)

令和元年度近畿地方整備局一般監査実施計画書において、以下の事項を重点監査項目とし、監査時に事務所長及び副所長に対してヒアリングを行いました。

- ①講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- ②事業者・OB等との接触・対応に関する取組
- ③機密情報管理の徹底に関する取組
- ④応札・落札状況の分析に関する取組

なお、令和元年度は14事務所（室）で監査を実施しました。

上記監査を実施した結果、概ね適切に取り組んでいることが確認できたが、「③機密情報管理の徹底」については、情報管理役職表が現状に適合していない事例や情報の管理状況の点検・報告ができていない事例等が見受けられたことから、適切に実施するよう指導しました。

令和元年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組の評価

令和元年度の推進計画についての評価は以下のとおり。

推進計画「Ⅰ コンプライアンス推進体制」

コンプライアンス推進体制の整備及び活用をしました。

特に、推進室員による事務所巡回は、事務所長及び副所長等と直接、意見交換を行うことにより、コンプライアンス推進に向けた取組の工夫や事務所運営の課題をより具体的に把握できることから、今後、様々な取組に活かせるものであると考えられます。

推進計画「Ⅱ 発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持」

推進計画に沿って、綱紀保持の取組を実施し、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程及び不当要求対策要綱は、概ね職員に浸透していると認められます。

しかしながら、コンプライアンス理解度チェックの結果では、「情報管理の徹底」、「事業者等との応接方法」及び「不当な働きかけへの対応」についての理解が十分とは言いきれず、引き続き重点をおいた取組を行います。

また、発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認した場合の報告は、ここ数年「0」件が続いており、今年度も報告は「0」件であった。平成29年度に実施したアンケート調査の結果において記名での報告は、報告者への不利益に繋がるのではないかとの不安が見受けられている。そこで、他地方整備局における匿名による報告の実態やコンプライアンス・アドバイザリー委員会のご意見等を確認し、令和2年度から匿名による報告を認め、安心して職員が報告できる環境を整備していきます。

推進計画「Ⅲ 職員のコンプライアンス意識向上の取組手法」

推進計画に沿って、コンプライアンスミーティングの開催、コンプライアンスに関する研修や講習会等など、職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組を実施し、全体として職員のコンプライアンス意識の向上が図られたと推察されますが今後も継続して職員の意識向上に取り組んでいきます。

また、令和2年度においてコンプライアンスミーティングの実施メンバーの工夫や所属、役職、年齢等の属性ごとの特性に応じた講習会等を実施し、職員の意識がさらに向上が図られるよう努めていきます。

推進計画「Ⅳ その他コンプライアンスの推進を図る事項」

発注事務を中心とした法令遵守及び綱紀の保持以外の公文書管理やハラスメント等の公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請の高まりに応えるためのコンプライアンスの取組として、コンプライアンスミーティングのテーマとして取扱い、研修や講習会を実施し、職員の意識の向上などコンプライアンスの推進が図られたと推察されます。

しかしながら、本省文書管理定期監査において実施が一部できていないなど講評されていることや令和2年度にはパワハラに関する人事院規則の制定・施行が予定されていることから、適正な実施が図られるよう今後も継続して取り組んでいきます。

推進計画「V 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証」

計画に沿って、コンプライアンス推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取やコンプライアンストレーニングなど推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証を実施しました。

聴取する報告内容のマンネリ化防止の工夫を図り、今後も継続して取り組んでいきます。

推進計画「VI コンプライアンスへの取組に関する内部監査」

計画に沿って、コンプライアンスに関する事項を重点項目に入れた一般監査を実施し、監査対象事務所において、概ね適切に取り組んでいることが確認できました。

しかしながら、機密情報管理の徹底については、一部において「情報管理役職表」が現状に適合していない事例や情報の管理状況の点検・報告ができていない事例等が見受けられたことから、適切に実施するよう指導しました。

令和2年度においても、一般監査において、コンプライアンスに係る事項の監査を実施していきます。

おわりに

近畿地方整備局では、近年重大な不祥事が発生していません。これは、コンプライアンスに対する継続的な取組の実施により、近畿地方整備局の全職員のコンプライアンスに対する意識が醸成され、重要性が認識された結果であると考えられます。

しかしながら、コンプライアンス理解度チェックでは、一部の取組について理解が十分とは言いきれない結果や一般監査においても改善を要する事項が見受けられました。また、「発注事務に係る法令遵守及び綱紀の保持」以外の「公文書管理（森友問題における財務省による決裁文書の改ざんや桜を見る会の不適切な公文書管理）」や「ハラスメント（令和2年に人事院規則の制定及び施行を予定）」等の公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請の高まりに応えるための取組も一層重要になってきています。

今後、これらの課題への対策も含めた令和2年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき、引き続きコンプライアンスの推進に努めてまいります。